

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 水戸市平須町1番93号
 Tel 029-305-3075
 e-mail iba-kou@insfu.net
 HP https://insfu.net/

茨城県の人事委員会勧告

茨城県の人事委員会勧告は、10月8日に出されました。その内容は

- ①若年層が在職する号級に重点を置き、全級全号級の給料月額を引き上げる。
改訂額9,869円、2.62%。
- ②大卒初任給を23,200円、高卒初任給を23,600円引き上げる。
- ③ボーナスを0.10月分引き上げる。年間4.5月→4.6月。
- ④地域手当は、引き続き全県一律6%にする。

というものでした。その他としては、①配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を10,000円から13,000にする。②通勤手当の支給限度額を15万円とするよう見なおす等が勧告されました。

今後は、10月末から11月にかけて地公労交渉が行われ、ベースアップが実現すれば12月末には差額が支給されることとなります。

地公労は物価高に見合う大幅な賃金引き上げを要求していきます。国に対しても、総選挙で政権交代を実現し、軍事費ではなく国民生活を守る政治の実現を求めていく必要があります。

- に削減する。
- ②通勤手当の支給限度額を月15万円に引き上げ、特急料金も全額支給、新幹線通勤も要件緩和する。
- ③扶養手当の配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額。
- ④再任用職員の手当拡大（住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等）が勧告されました。

人事院勧告で、2%を超える引き上げは32年ぶりのことです。また、2万円を超える初任給の引き上げはこれまでになかったことです。この結果を来年の春闘に生かし、民間賃金や初任給引き上げに持って行く必要があります。また、若年層の賃上げは行われるものの経験者の賃上げは軽視されています。年齢にかかわらず、物価高に見合う賃上げを要求していく必要があります。

地域手当の見直しは手当の高い地域は変更がないものの、低い地域はこれまでよりも地域手当が低くなることも考えられることから、制度変更による手当削減を阻止するとりくみが求められています。



国家公務員の給与等は毎年8月に出される人事院勧告によって決まります。

そして、茨城県の教職員をはじめ地方公務員の給与は10月に出される人事委員勧告に基づいて、茨城高教組も参加する地公労交渉で決まります。

人事院と人事委員会勧告は翌年の民間の春闘に大きな影響を及ぼすものですから、人事院や人事委員会の勧告がどうなったかは非常に大きな問題です。

2000年代以降、人勧はゼロ勧告やマイナス勧告等の低額勧告が続きました。

2024年度の人事院勧告

今年の人事院勧告は、8月8日に出されました。内容は

- ①官民格差に基づき、月例給を11,183円（2.76%）引き上げる。
- ②初任給を大卒総合職29,300円、大卒一般職23,800円、高卒初任給を21,400円に引き上げる。
- ③ボーナスの期末手当・勤勉手当をともに0.05月引き上げ、4.50月から4.60月にする。

というものでした。その他としては、①地域手当を都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を5段階

茨城県の最低賃金 10月1日から1005円

茨城県の最低賃金が今年の10月1日から昨年よりも52円引き上げられて1005円になりました。茨城労連が水戸駅で10月2日に実施した宣伝行動では30分で用意したチラシ100部を巻ききることができました。

参加者からは、「高校生の受け取りがよく最賃が上がったのか、本当に1500円になるの等の質問があった」「高校生の受け取りはよいが大人の受け取りが悪い。しかし、最賃が上がることで一番影響を受けるのは大人であることが分かっていない」「年金をもらっている女性から、最低賃金が上がって時給も上がるようになってうれしい」等の報告がありました。

茨城労連のとりくみ

茨城労連は、今年2月に県内市町村市議会に最低賃金引き上げの請願を行いました。龍ヶ崎市議会、つくば市議会、桜川市議会、北茨城市議会で意見書が採択されました。つくば市議会・龍ヶ崎市議会では全会一致で委員会採択されました。

最低賃金が全国一律でないため、労働者が最低賃金の高い他県に流出することに問題意識が

持たれている結果です。7月の茨城地方最低賃金審議会には茨高教組も含め茨城労連から13組織が意見書を提出し、第2回本審では自治労連と医労連が意見陳述を行いました。二つの組織とも、労働者流出問題を中心に意見陳述しました。

8月5日の第3回本審では、52円引き上げの答申が出され、茨高教組も含め6組織が異議申出書を提出し、8月21日の第4回本審では、茨城労連と自治労連が異議申出の意見陳述を行いました。しかし、第4回本審では、答申通り茨城県の最低賃金を10月1日から1005円にすることが決定しました。

今年の最低賃金の特徴

最低賃金は、各県の最低賃金審議会が決定しますが、7月末に国（中央審議会）から各県の目安額が出されます。

今年の中央審議会が出した「目安額」は全国一律50円でしたが、全国27県で目安の上乗せを行い、上乗せの最高額は徳島県の34円でした。

茨城県も2円の上乗せを行っていますが、関東圏で上乗せを行ったのは茨城県だけでした。茨城労連が県知事に意見書の提出を求めてきたことが引き上げ

につながっています。

最低賃金の全国加重平均が1055円で、1000円以上が16都道府県(34%)で、900円代が31県で、800円代はなくなりました。

徳島県では、すしろうで働く非正規労働者がストライキを行い、900円の時給を1000円に引き上げ、県知事が県内の人手不足や労働者の流出問題などを取り上げて、最低賃金審議会で意見陳述を行ったことが、目安+34円を実現させたという話です。

国の目安を超える県の多さや徳島県の34円を考えると、これまでのように国の目安に縛られずに、地方最低賃金審議会が自分の県の実情(人口流出で人手不足が深刻、最低賃金ギリギリの労働者の低賃金が深刻)などを踏まえて、自分の県の最低賃金額を決めることができるようになったと言えます。

また、こうした中で、新たに総理大臣になった石破茂首相は、2020年代に最低賃金を1500円にするという方針を発表しています。欧米に比べて、日本の最低賃金が低すぎるということを多くの国民の常識にしていける必要があります。

高校生に最低賃金について教えてあげよう

高校生のアルバイトは、かなり一般化して物価高の中で学費を稼ぐためにアルバイトをしている高校生もいます。つまり、

日本では低賃金労働者の代表が高校生でもあると言っても過言ではありません。高校生には、最低賃金の制度をきちんと教え、少なくとも10月から茨城県の最低賃金が1005円になったことをきちんと教え、1005円未満で働かせられないようにしていく必要があります。

最低賃金については以下のことは常識として教える必要があります。

- ①最低賃金は、高校生も含めて全ての労働者が対象である。
 - ②茨城県内の会社経営者は、2024年10月から、時給1005円未満で働かせることは法律違反である。
 - ③10月以降最低賃金1005円未満で働いた場合、差額分を後日請求することができる。
 - ④日本の最低賃金は全国一律でないため、働く都道府県によって最低賃金額が異なる。日本以外の国はほとんどが全国一律制をとっている。
 - ⑤東京は1163円、神奈川は1162円、埼玉は1078円、千葉は1076円で、茨城は関東で下から3番目の低さである。
 - ⑥アメリカの最低賃金は15ドル、ヨーロッパでは2000円を超え、最低賃金1500円も欧米に比べると低額である。
- そして、高校生には時給いくらもらっているかを確認し、最低賃金未満でないかを確認してあげる必要があります。



2024年度総括安全衛生委員会報告(1)

10月16日(水)に令和6年度第1回総括安全衛生委員会が開催されました。総括安全衛生委員会は、県立学校教職員の安全及び衛生管理に関する重要事項を調査審議するために、教育委員会に置かれています。

まず始めに事務局より様々な調査報告がされ、「学校における労働安全衛生管理体制に関する調査報告(R5)」においては、健康管理医による職場巡視が問題視されました。法令に定められている「少なくとも毎月1回」の健康管理医による職場巡視が行われている学校は118校中わずか14校(11.9%)、「2カ月に1回」行われている学校が75校(63.6%)でした。

この結果に対し、委員の健康管理医から「健康管理医による職場巡視が2カ月に1回も行われていない学校もあり、違法になるので体制を整えるよう指導すべきだが、校長個人が医師に依頼することは困難であり、教育庁と医師会が協力して体制を整えていく必要がある。」との意見が出されました。

また、別の健康管理医からも「健康管理医は医師会で探して依頼しており、ボランティアで請け負っているため日数を増やせと言われても難しい」「現在のように校長任せにしているのはダメ」との指摘がありました。

続いて「県立学校における教職員の公務災害」の報告では、公務災害認定件数は年々増加傾向にあり、R5年度は49件と最多であったが、R6年度は8月までにすでに20件発生しており例年より多い傾向があるとのこと。

この件では健康管理医の方から「リスク管理の不十分さを感じる。総括安全衛生管理者と安全衛生責任者は総括安全衛生委員会での報告をもとに、きちんとした防止策を講じていくべき」「当委員会においては事故の報告だけではなく、どのように対策を取るようにしたかの報告も必要」との意見が出されました。

また、委員の教職員からは、報告される公務災害の傷病に精神疾患が1件も無いことに対して「過去に精神疾患が公務災害として認定されたことはあるのか」との質問がなされ、事務局からは「近年は精神疾患での認



定は無い」との回答がされました。

この件では健康管理医からも「公務災害での精神疾患での公務災害認定は民間ではとても増えている。0というのはただ申請していないだけではないのか。認定の基準は明確に決まっているので教職員にも申請を勧めていくべき」との意見が出されました。

続いて「令和5年度県立学校教職員ストレスチェック結果概要」の報告では、高ストレス者の面接指導申出数が前年度より5人増えたものの依然として少ない結果であることに対して、健康管理医から「面接指導は健康管理医が行うことになっているが、現状では教職員にとって健康管理医は顔が見えない存在であり、誰と話すか分からないという不安が先に来てしまう。もっと教職員にとって身近な存在にならなければ面接指導の申出は増えない。その意味でも学校も民間のように産業医に変えていく必要がある」との指摘がされました。

*総括衛生委員会の報告は字数の関係で、次号に後半部を掲載します。

お知らせ
高教組の2024年度中央委員会を下記の日時に開催します。各文会からの参加をよろしくお願いいたします。

日時 12月1日(日)
13:30~16:30
場所 笠間市地域交流センターいわま